

令和7年第1回取手市議会定例会議事日程（第1号）

令和7年2月27日（木）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

---

日程第2 会期の決定

---

日程第3 諸般の報告

---

日程第4 承認第1号 令和6年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について

---

日程第5 議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第2号 取手市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第3号 取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第4号 取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例及び取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第5号 取手市犯罪被害者等支援条例について

議案第6号 取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第7号 取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

議案第8号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第9号 取手市建築基準条例の一部を改正する条例について

議案第10号 取手市切土等工事の適正な執行に関する条例を廃止する条例について

議案第11号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について

議案第12号 市道路線の認定について

---

日程第6 議案第13号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第10号）

---

日程第 7	議案第 1 4 号	令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 1 1 号）
	議案第 1 5 号	令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 3 号）
	議案第 1 6 号	令和 6 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
	議案第 1 7 号	令和 6 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
	議案第 1 8 号	令和 6 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 8	議案第 1 9 号	令和 7 年度取手市一般会計予算
	議案第 2 0 号	令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算
	議案第 2 1 号	令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計予算
	議案第 2 2 号	令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計予算
	議案第 2 3 号	令和 7 年度取手市介護保険特別会計予算
	議案第 2 4 号	令和 7 年度取手市競輪事業特別会計予算
	議案第 2 5 号	令和 7 年度取手地方公平委員会特別会計予算
日程第 9	議案第 2 6 号	令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 10	同意案第 1 号	取手市教育委員会委員の選任に関する同意について
日程第 11	同意案第 2 号	取手市監査委員の選任に関する同意について
日程第 12	同意案第 3 号	取手市固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意について
日程第 13	同意案第 4 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 5 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 6 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 7 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 8 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 9 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 1 0 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 1 1 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
日程第 14	同意案第 1 2 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 1 3 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 1 4 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 1 5 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 1 6 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 1 7 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
日程第 15	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 
- 日程第 16 請願第 6 号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書
- 請願第 7 号 身近なところに図書館がある街づくりを求める請願
- 請願第 8 号 取手市議会における予算・決算委員会審査を議員全員で行うことを求める請願
- 請願第 9 号 耕作放棄地活用で米作を促進し、学校給食に安価で良質米の提供を求める請願
- 

- 日程第 17 委員会提出議案 取手市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正  
第 1 号 する条例について
- 

- 日程第 18 市政に関する一般質問
- ①関川 翔 議員
- ②染谷 和博 議員
- ③海東 一弘 議員

地方自治法第121条により令和7年第1回定例会への出席を求めた者及び委任を受けた説明員

1. 出席を求めた者

取手市長	中村修
取手市教育委員会教育長	石塚康英
取手市農業委員会会長	倉持光男

取手市選挙管理委員会委員長	河口優子
取手市代表監査委員	石橋大輔
取手地方公平委員会委員長	大峰芳樹

2. 委任を受けた説明員

副市長	伊藤哲行
副市長	黒澤伸行
総務部書記長	吉田文彦
選挙管理委員会書記長	齋藤嘉彦
政策推進部長	田中英樹
財政部長	鈴木文江
福祉部長	彦坂哲
まちづくり振興部長	野口昇
建設部長	渡来真一
都市整備部長	浅野和生
会計管理事務取扱者	石塚幸夫
総務部次長事務取扱	立野啓司
総務部次長事務取扱	軽部幸雄
財政部次長事務取扱	原部英樹
財政部次長事務取扱	飯竹永昌
福祉部次長事務取扱	下田浩
福祉部次長事務取扱	佐藤睦子
健康増進部次長事務取扱	助川直美
まちづくり振興部次長事務取扱	海老原輝夫
建設部次長事務取扱	森川和典
都市整備部次長事務取扱	稲葉克彦

総務部	総務課長	松崎剛
	選挙管理委員会書記長補佐	
	情報管理課長	岩崎弘宣
	市民協働課長	海老原充
	市民課長	安田徹也
	取手支所長	染谷和之
	藤代総合窓口課長	田村牧子
	総務課副参事	土谷靖孝
	選挙管理委員会主任書記	
	人事課副参事	山下拓
政策推進部	政策推進課長	高中誠
	秘書課長	印藤智徳
	魅力とりで発信課長	数藤弘人
	文化芸術課長	飯山貴与子
財政部	財政課長	谷池公治
	管財課長	丸山博
	課税課長	稲村忠弘
	管財課副参事	渡辺光明
福祉部	高齢福祉課長	秋山和也
	障害福祉課長	鈴木哲也
	子育て支援課長	三浦雄司
	社会福祉課副参事	根本真人
	高齢福祉課副参事	井橋久美子
健康増進部	健康づくり推進課長	香取美弥
	国保年金課長	関口勝己
	保健センター副参事	柳和恵
まちづくり振興部	農政課長	染谷久
	環境対策課長	木村太一
	火葬場組合事務局長	牧野孝浩
	担当課長	
	環境対策課長	吉田卓也
	環境政策室長	
建設部	管理課長	山田哲也
	排水対策課長	飯塚稔
	水とみどりの課長	蛭原一雄
	道路建設課副参事	星加英利
	水とみどりの課副参事	仁杉繁隆
都市整備部	都市計画課長	大久保益雄
	建築指導課長	田中健士
	中心市街地整備課長	中村有幸
	都市計画課長	中村大地
	都市政策推進室長	
	区画整理課副参事	中野潤一
会計課	会計課副参事	山田英紀

教育委員会	教 育 部 長	井 橋 貞 夫
	教 育 参 事	鈴 木 邦 弘
	教 育 次 長	齊 藤 理 昭
	教育総務課長事務取扱	
	教 育 次 長	直 井 徹
	学務課長事務取扱	
	保 健 給 食 課 長	大 野 篤 彦
	指 導 課 長	丸 山 信 彦
	指 導 課 長	笠 井 博 貴
	教育総合支援センター長	
	生 涯 学 習 課 長	塚 本 豊 康
	子 ども 青 少 年 課 長	長 塚 逸 人
	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	大 隅 正 勝
	図 書 館 課 長	樋 口 康 代
ふじしろ図書館長	蛭 原 雅 己	
農 業 委 員 会 事 務 局 長	浜 野 彰 久	
監 査 委 員 会 事 務 局 長	鈴 木 正 美	
取 手 地 方 公 平 委 員 会 事 務 局 長		

消 防 本 部	消 防 長	岡 田 直 紀
	次 長	仲 村 厚
	総務課長事務取扱	
	予 防 課 長	満 健 一
	警 防 課 長	中 村 幸 男
	取 手 消 防 署 長	稲 葉 敦
	戸 頭 消 防 署 長	吉 田 大 祐
	吉 田 消 防 署 長	竹 宗 良 太
	桐 木 消 防 署 長	大 越 勇
	警 防 課 副 参 事	新 倉 正 勝

令和7年第1回取手市議会定例会 会期日程

日次	期 日	曜日	会議	時 刻	議 事
1	2月27日	木	本会議	午前10時	開会、議案上程 一部議案質疑・討論・採決 請願上程・説明・質疑・付託 一般質問（関川・染谷・海東議員）
2	2月28日	金	本会議	午前10時	一般質問（石井・久保田・小堤・古谷・遠山・落合議員）
3	3月1日	土	休会		
4	3月2日	日	休会		
5	3月3日	月	本会議	午前10時	一般質問（岡口・鈴木・長塚・佐藤・山野井・加増・佐野議員）
6	3月4日	火	本会議	午前10時	一般質問（根岸・金澤・杉山・本田・細谷・赤羽議員）
7	3月5日	水	本会議	午前10時	議案質疑・付託
8	3月6日	木	委員会	午前10時	総務文教常任委員会
9	3月7日	金	委員会	午前10時	福祉厚生常任委員会
10	3月8日	土	休会		
11	3月9日	日	休会		
12	3月10日	月	委員会	午前10時	建設経済常任委員会
13	3月11日	火	休会		議事整理日
14	3月12日	水	委員会	午前9時	一般会計予算・決算審査特別委員会
15	3月13日	木	委員会	午前9時	一般会計予算・決算審査特別委員会
16	3月14日	金	休会		議事整理日
17	3月15日	土	休会		
18	3月16日	日	休会		
19	3月17日	月	委員会	午後1時	一般会計予算・決算審査特別委員会
20	3月18日	火	委員会	午前10時	議会運営委員会
21	3月19日	水	本会議	午前10時	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会

令和7年2月25日

取手市議会議長 殿

取手市議会議員 細谷 典男

### 一部事務組合議会の報告

常総地方広域市町村圏事務組合議会について、議員として下記のとおり出席しましたので、その概要について報告いたします。

#### 記

#### 1. 令和6年第2回臨時会

(1) 日 時 令和6年12月26日(木) 15:30~15:38

(2) 内 容 下記のとおり

番 号	議案及び内容	結 果
承認第1号	<p><b>専決処分事項の承認を求めることについて</b> <b>(令和6年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第3号))</b></p> <p><b>【内容】</b></p> <p>令和6年12月9日に発生した常総環境センター資源化施設の火災に伴い、継続して搬入される不燃ごみを緊急措置として外部施設にて処理する必要があるため、衛生費の委託料を増額し、これに対応する。</p> <p>組合議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年12月17日に専決処分したもので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものである。</p>	承認

<p><b>議案第 14 号</b></p>	<p><b>令和6年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第4号）について</b></p> <p><b>【内容】</b></p> <p>本案は、令和6年度一般会計予算について、変更を加える必要が生じたため、補正予算を調製するもので、令和7年度当初より契約履行が必要なリース、業務委託等について、債務負担行為を追加するものである。</p>	<p><b>原案可決</b></p>
------------------------	---	--------------------

## 2. 令和6年第4回全員協議会

(1) 日 時 令和6年12月26日（木） 14:57～15:17

(2) 内 容 下記のとおり

### 報告事項

#### (1) 常総環境センター資源化施設火災について

令和6年12月9日月曜日、常総環境センター資源化施設において不燃ごみを処理作業中、午後1時27分に火災報知器が発報、現場を作業員が確認したところ、出火を確認、消防に通報した。その際、作業員1名が火災による煙を吸い込み、喉の痛みを訴え、救急車にて搬送されたが、診察の結果、幸い軽傷であった。

火災は、12月10日午前2時33分に火災鎮圧、同日午前10時11分に火災鎮火となった。消防、警察による現場検証が行われたが、火災の直接的な原因となるものは発見されず、消防において、引き続き調査中である。

しかし、これまでの不燃ごみ処理施設での作業中に起こる発煙・発火やその際に発見される原因物等を考慮すると、リチウムイオン電池等の可能性が高い原因と推測される。被害状況は、不燃ごみ処理施設が全損で、他の資源物設備の詳細は調査中である。不燃ごみの受け入れは、住民生活に影響ができるだけ出ないように受入場所を変更するとともに、施設が復旧するまでの間、不燃ごみ処理を外部委託し、処理を進めていく。

#### (2) 常総環境センター施設補修と可燃ごみ外部搬出について

常総環境センター焼却設備の加熱管補修工事については、令和5年度に1号炉、令和6年8月に3号炉が完了し、令和6年12月末に2号炉の補修が完了する予定となっている。当初計画では、令和7年3月末を補修完了予定としていたが、加熱管の健全度調査が進み、補修方法の確立と効率化により、工期が短縮し、令和6年12月末で補修工事が完了することになった。



それに伴い、3炉の焼却炉による通常運転が可能となったことにより、これまで行っていた、近隣自治体及び県外民間の処理施設での可燃ごみの外部搬出処理も10月末をもって終了している。令和6年度の外部搬出処理実績としては、1万9,524トンで、当初計画の4万900トンに比べ、大幅に減少し、補修工事期間中の合計は、5万7,058トンとなった。これら通常運転から増加する費用については、契約により運営委託会社による負担となる。

### 3. 令和7年第1回定例会

(1) 日 時 令和7年2月12日(金) 10:32~11:29

(2) 内 容 下記のとおり

番 号	議案及び内容	結 果
<p><b>議案第1号</b></p>	<p><b>常総地方広域市町村圏事務組合監査委員条例及び管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について</b></p> <p>【内容】  地方自治法が改正され、引用条項に変更が生じることから、所要の整理を行うものである。  施行日は、改正法の施行期日が「公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日」と定められているため、改正法の施行の日とする。</p>	<p><b>原案可決</b></p>
<p><b>議案第2号</b></p>	<p><b>常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について</b></p> <p>【内容】  令和6年人事院勧告に基づく一般職の給与に関する法律の一部改正を踏まえ、給料表の改定、期末手当及び勤勉手当の支給月数の引上げ、扶養手当、通勤手当等の諸手当の見直し等所要の措置を講じ、併せて、消防組織法に基づく緊急消防援助隊の派遣活動に従事した職員に支給される特殊勤務手当を整備し国との均衡を図り給与制度の適正化を図るものである。</p>	<p><b>原案可決</b></p>

<p><b>議案第3号</b></p>	<p><b>常総地方広域市町村圏事務組合職員の旅費に関する条例について</b></p> <p>【内容】</p> <p>国家公務員等の旅費に関する法律に関して、旅費制度における旅行商品・販売方法や交通機関・料金体系の多様化、国内外の経済社会情勢の変化に適切に対応するとともに、業務の効率化・事務の負担軽減を図ることを目的とした改正がされた。</p> <p>当組合においても、改正旅費法の内容を踏まえつつも、地域における公共交通機関の普及状況を考慮し各委員が自動車を利用した際の旅費の支給規定を整備するなど地域の実情に配慮した見直しを行い、旅行者への旅費の支給に関して適切な事務の取扱いとなるよう条例を改正するものである。</p>	<p><b>原案可決</b></p>
<p><b>議案第4号</b></p>	<p><b>茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について</b></p> <p>【内容】</p> <p>茨城消防救急無線・指令センター運営協議会に日立市及び稲敷地方広域市町村圏事務組合が加入することに伴い、地方自治法第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2の2各項の規定に基づき、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部を変更することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	<p><b>原案可決</b></p>
<p><b>議案第5号</b></p>	<p><b>令和6年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第5号）について</b></p> <p>【内容】</p> <p>令和6年度一般会計補正予算（第5号）については、歳入歳出それぞれ2,001万8千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ77億8,028万6千円とするものである。</p> <p>歳入では、事業費の確定に伴う緊急消防援助隊設備整備費補助金及び各組合債の減額を行い、歳出では、事業費の確定に伴う減額のほか、人事院勧告に基づく給与改定に伴い人件費において5,090万2千円の増額を行う。</p> <p>また、これに併せて地方債の限度額について減額変更するものと、混合ワクチンの供給不足により年度内の予算執行が難しい消</p>	<p><b>原案可決</b></p>

	防職員のワクチン接種費用について繰越明許費を追加するものである。	
<b>議案第6号</b>	<p><b>令和7年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計予算について</b></p> <p>【内容】</p> <p>令和7年度一般会計予算は、歳入歳出総額81億1,877万3千円で、前年度と比較して、5億5,897万5千円、7.4%の増額である。</p> <p>歳入は、分担金及び負担金が歳入総額の85.8%を占めており、人件費及び衛生費委託料の増額などにより7億8,226万2千円、12.7%の増額となる。</p> <p>その他、国庫支出金では野球場改修事業の延期などにより4,017万8千円の減額、繰越金は共通分繰越金の減少により1億6,200万円の減額である。</p> <p>歳出は、総額に対し衛生費が35.3%、消防費が40.5%を占めている。</p> <p>増額の主なものは、人件費が人事院勧告に基づく制度改正などに伴い、1億5,099万2千円の増額、物件費が不燃ごみの外部搬出に伴う委託料の増加により6億1,684万2千円の増額となる。</p> <p>これに対し減額の主なものとして、建設事業費で土木費の野球場改修事業の延期、消防費の消防本部・水海道消防署改修事業、つくばみらい消防署改修事業などの事業完了など事業の減少により2億2,294万7千円の減額である。</p>	<b>原案可決</b>
<b>議員提出 議案第1号</b>	<p><b>常総地方広域市町村圏事務組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について</b></p> <p>【内容】</p> <p>刑法等の一部を改正する法律により刑法が改正され、「懲役」及び「禁固」が「拘禁刑」に改められることに伴い、常総地方広域市町村圏事務組合議会の個人情報保護に関する条例における罰則規定についても所要の措置を講ずるものである。</p>	<b>原案可決</b>

#### 4. 令和7年第1回全員協議会

(1) 日 時 令和7年2月12日(水) 10:00~10:28

(2) 内 容 下記のとおり

##### 協議事項

(1) 常総地方広域市町村圏事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の改正について

刑法等の一部を改正する法律により刑法が改正され、「懲役」及び「禁固」が「拘禁刑」に改められることに伴い、常総地方広域市町村圏事務組合議会の個人情報の保護に関する条例における罰則規定についても所要の措置を講ずる必要が生じたことから改正を行うものである。

なお、この条例改正は議員提出議案となり、提出者はつくばみらい市議会選出の豊島議員、賛成者は同じく、つくばみらい市議会選出の高木議員、中島議員となる。

##### 報告事項

(1) 常総環境センター廃棄物処理施設整備等基本構想策定状況について

第1回基本構想策定委員会は令和6年8月30日に開催し、組合を取り巻く現状、今後の検討に当たっては5つのケースを設定し、各種内容を整理していくことを確認した。

また、次の委員会開催までの間、委員の認識をさらに向上させるため交付金の現状や焼却施設の方式についての勉強会を開催した。

第2回基本構想策定委員会は令和7年1月17日に開催し、検討ケースごとの検討内容の定性的評価、さらに、更新(新設)の際の工事費の動向についての確認をした。

令和7年5月には検討ケースごとの概算費用等を含む定量的な評価を行い、9月を目途に基本構想の素案を取りまとめていく。

##### 検討ケース

項目	焼却施設	概要
ケース1	継続	現状と同様の事業形態(長期包括運営委託)で継続利用するケース
ケース2	基幹改良	環境省の交付金事業を活用した基幹的設備改良事業(既存施設の延命化に併せて二酸化炭素の排出量を現状より3%以上削減する事業)を行うケース
ケース3	処理方式変更	現状のキルン式ガス化溶融炉を、ストーカ方式等(焼却灰等は外部で資源化处理)に更新するケース
ケース4	更新	既存施設は活用せず、新たな場所に施設を更新するケース
ケース5	外部委託	本組合で施設を保有せず、民間施設または周辺自治体の施設において全量外部委託を行うケース

## (2) 不燃ごみの外部搬出と分け方の変更について

常総環境センターに搬入された不燃ごみは、コンベヤ上で手選別により危険物及び有価物（ステンレス、電線コードなど）を除去後、磁力選別機で鉄を回収、さらにアルミ選別機でアルミを回収し、残った残渣は焼却施設で処理していた。

しかし、令和6年12月9日の資源化施設の火災以降、全ての不燃ごみは粗大ごみストック場で受入れし、そのままの状態<sup>さ</sup>で民間の一般廃棄物処理施設で処理をお願いしている。

民間処理施設では、組合の不燃ごみはビニール・プラスチック系が多くを占めているため、可燃ごみとして焼却処理となっている。処理委託料は1トン当たり53,900円で、令和6年度は2,700トン、約1億4,500万円の外部搬出を予定している。

資源化施設の火災の原因は、不燃ごみに混入されたリチウムイオン電池等の小型充電式電池が原因と推察されており、不燃ごみの外部搬出においても搬出先の処理施設で発火の危険性が伴うので、小型充電式電池の回収について、市民への周知を徹底していく必要がある。

令和7年4月1日から、火災防止並びに外部搬出量を削減するために、現在の不燃ごみを「ビニール、プラスチック製容器包装以外のプラスチック類」と「金属類、割れ物」に市民の排出段階で分別していただき、不燃ごみに混入している資源（プラスチック製容器包装など）を資源として出していただくことで不燃ごみの量が大幅に縮小され、外部搬出処理費用の圧縮も期待できる。

令和7年2月25日

取手市議会議長 殿

取手市議会議員 石井 めぐみ

### 一部事務組合議会の報告

茨城県南水道企業団議会について、議員として下記のとおり出席しましたので、その概要について報告いたします。

#### 記

1. 会議の名称 令和7年第1回茨城県南水道企業団議会定例会

2. 会議開催日 令和7年2月21日

#### 3. 内 容

議会冒頭にて企業長より、かねてから検討を行っていた茨城県との経営の一体化について、企業団としては正式に今回の参加は見送るとの説明がありました。

- (1) 議員提出議案第1号 茨城県南水道企業団議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について
- (2) 議案第1号 茨城県南水道企業団監査委員の選任について
- (3) 議案第2号 茨城県南水道企業団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- (4) 議案第3号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- (5) 議案第4号 令和6年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について
- (6) 議案第5号 令和7年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について

4名の議員から質疑があり、採決の結果、議案第1号については全員賛成で同意、議員提出議案第1号及び議案第2号から議案第4号までについては全員賛成、議案第5号については賛成多数で、全ての議案を原案のとおり可決しました。

その他、一般質問では、広域連携について、新たに策定された水道事業マスタープランについて等の質問がありました。

令和7年2月25日

取手市議会議長 殿

取手市議会議員 岡口 すみえ

## 一部事務組合議会の報告

龍ヶ崎地方衛生組合議会について、議員として下記のとおり出席しましたので、その概要について報告いたします。

### 記

#### ○令和7年第1回龍ヶ崎地方衛生組合議会全員協議会

1. 会議開催日 令和7年2月13日

2. 内 容

##### 協議事項

(1) 令和7年第1回議会定例会提出案件の説明

- ① 議案第1号 龍ヶ崎地方衛生組合職員定数条例の一部を改正する条例について
- ② 議案第2号 令和6年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第3号）
- ③ 議案第3号 令和7年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計予算

(2) その他

#### ○令和7年第1回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会

1. 会議開催日 令和7年2月25日

2. 内 容

- ① 議案第1号 龍ヶ崎地方衛生組合職員定数条例の一部を改正する条例について
- ② 議案第2号 令和6年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第3号）
- ③ 議案第3号 令和7年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計予算

3. 議決結果

全ての議案が原案のとおり可決されました。

令和7年2月21日

取手市議会議長 殿

取手市議会議員 金澤 克仁

## 一部事務組合議会の報告

取手地方広域下水道組合議会について、議員として下記のとおり出席しましたので、その概要について報告いたします。

### 記

1 日時 令和7年2月20日（木）午後2時00分～午後4時10分

2 会議等名称 議員全員協議会及び令和7年第1回定例会

3 内容

#### 議員全員協議会

1 執行部説明事項

- (1) 下水道管路緊急点検の実施について（保全課）
- (2) 有機フッ素化合物（PFAS；ピーファス）について（水再生課）
- (3) 取手市西一丁目地内の下水道工事における事故について（保全課）
- (4) 災害時における復旧支援協力に関する協定の締結について（保全課）
- (5) 広告掲載要綱の制定について（排水窓口課）
- (6) 上程条例議案2件について（総務課）

2 協議事項

- (1) 会議録署名議員の指名について
- (2) 会期について
- (3) 議員提出議案について（議会事務局）

3 報告事項

- (1) 令和6年度議会視察の報告について
- (2) 工事請負契約の締結について
- (3) 令和6年度工事契約状況調書について
- (4) 令和6年度繰越事業一覧表について
- (5) 次回議会開催の予定について（令和7年第2回議会定例会）  
令和7年8月22日（金）午後2時00分～

#### 令和7年第1回定例会



- (1) 出席議員：10名
- (2) 会議録署名議員：海東一弘議員、落合信太郎議員
- (3) 会期日程：1日限り
- (4) 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	議案第1号	取手地方広域下水道組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について
	議案第2号	取手地方広域下水道組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第3号	令和6年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算(第2号)
日程第5	議案第4号	令和7年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算
日程第6	一般質問	
日程第7	議員提出議案第1号	取手地方広域下水道組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

(5) 上程議案の概要

**議案第1号** 取手地方広域下水道組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について

◇概要

議案第1号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮刑が廃止され、拘禁刑が創設されることから本条例に規定する用語を改めるため、本条例の一部を改正するもの。

【質疑、討論】なし 【議決結果】原案可決

**議案第2号** 取手地方広域下水道組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

◇概要

議案第2号は、人事院の勧告を踏まえ、一般職の職員が準用する取手市職員の給与に関する条例が改正され地域手当が改められたことにより、会計年度任用職員の地域手当について規定している本条例の一部を改正するもの。

【質疑、討論】なし 【議決結果】原案可決

**議案第3号** 令和6年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）

◇概要

補正予算第2号は、執行額の確定及び請負差金等によるもので、第2条の業務の予定量について、主要な建設改良事業において、処理場建設費、ポンプ場建設費及び管きょ建設費をそれぞれ減額、第3条の下水道施設の維持管理などを行うための収益的収支について、収入及び支出において、それぞれ1億2,585万3,000円を減額、第4条の新たな下水道施設の整備や既存施設の改築更新を行うための資本的収支について、収入において9,007万2,000円を減額、支出において2億8,672万7,000円を減額するもの。

【質疑、討論】なし 【議決結果】原案可決

**議案第4号** 令和7年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算

◇概要

令和7年度の当初予算を定めるもので、第3条の収益的収支は、収入において49億1,747万9,000円を予定し、前年度当初予算と比べて0.2%の増。支出において48億1,714万9,000円を予定し、前年度と比べ1.0%の増となり、前年度と同規模の予算額。

次に、第4条の資本的収支は、建設改良事業と企業債の償還などに関わる収支で、収入において22億7,397万8,000円を予定し、前年度と比べ17.2%の減。支出において37億9,721万2,000円とするもので、前年度と比べ12.4%の減。これは、令和4年度から令和6年度の継続事業であった伊奈山王幹線二条化事業の終了による国庫補助金等の収入の減及び事業費等の支出の減によるもの。

【質疑、討論】金澤議員より下水道使用料改定による収入見込み、経費回収見込み、今後の検証について質疑あり。討論なし。

【議決結果】原案可決

**一般質問**

◇概要

一般質問は、佐野議員、前嶋議員の2名から通告。

佐野議員からは「下水道管の破損におけるその原因と被害、対策について」、前嶋議員からは「つくばみらい地区における下水道計画について」の質問が行われ、それぞれ一問一答の方法で事務局長及び担当課長から答弁。

**議員提出議案第1号** 取手地方広域下水道組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について

◇概要

議員提出議案第1号として海東議員による提出。

議員提出議案第1号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮刑が廃止され、拘禁刑が創設されることから本条例に規定する用語を改めるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う引用条項の繰下げ及び所要の規定の整備のため、本条例の一部を改正するもの。

【質疑、討論】なし 【議決結果】原案可決

令和7年2月25日

取手市議会議長 殿

取手市議会議員 赤羽 直一

## 一部事務組合議会の報告

利根川水系県南水防事務組合議会について、議員として下記のとおり出席しましたので、その概要について報告いたします。

### 記

#### 1. 令和6年度 利根川水系県南水防事務組合視察研修について

- (1) 視察開催日 令和7年1月15日～1月16日
- (2) 視 察 先 日立市 日鉱記念館、日立市役所  
水戸市 いばらき消防指令センター
- (3) 内 容 ① 日立市の日鉱記念館を見学し、日立市の鉱山の歴史の説明を受けました。その後、日立市役所において今年の台風13号に伴う大雨被害と市の災害対応の説明を受け、議場見学を行いました。  
② 水戸市のいばらき消防指令センターで、119番の緊急対応について視察を行いました。

#### 2. 令和7年第1回定例会について

- (1) 会議開催日 令和7年2月18日
- (2) 内 容  
議案第 1号 令和7年度利根川水系県南水防事務組合一般会計歳入歳出予算について  
同意案第1号 監査委員の選任に関する同意を求めることについて  
同意案第2号 監査委員の選任に関する同意を求めることについて

いずれも全員賛成で可決・同意されました。

令和7年2月25日

取手市議会議長 殿

取手市議会議員 海東 一弘

## 一部事務組合議会の報告

取手市外2市火葬場組合議会について、議員として下記のとおり出席しましたので、その概要について報告いたします。

### 記

1. 会議開催日 令和7年2月19日（水） 午後1時30分 開会
2. 会議等名称 令和7年 第1回 取手市外2市火葬場組合議会定例会

### 3. 内 容

議案第1号 令和6年度取手市外2市火葬場組合一般会計補正予算（第1号）  
既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,059千円を減額し、  
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ180,871千円とする。

質疑、討論はなく、全員賛成により可決されました。

議案第2号 令和7年度取手市外2市火葬場組合一般会計予算  
歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ190,447千円と定める。

質疑、討論はなく、全員賛成により可決されました。

令和7年2月25日

取手市議会議長 殿

取手市議会議員 久保田 真澄

## 一部事務組合議会の報告

茨城県後期高齢者医療広域連合議会について、議員として下記のとおり出席しましたので、その概要について報告いたします。

### 記

○令和7年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会全員協議会

1. 会議開催日 令和7年2月3日

2. 内容 下記の内容についての説明（質疑なし）

(1) 広域連合長提出予定議案の概略説明について

- ① 茨城県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について
- ② 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例について
- ③ 茨城県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例について
- ④ 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- ⑤ 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- ⑥ 茨城県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- ⑦ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- ⑧ 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- ⑨ 茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等の事務委託に関する規約の一部改正について
- ⑩ 令和7年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- ⑪ 令和7年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- ⑫ 令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- ⑬ 令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- ⑭ 訴えの提起
- ⑮ 訴えの提起
- ⑯ 訴えの提起

- ⑰ 訴えの提起
- ⑱ 包括外部監査契約の締結について
- (2) 令和7年第1回広域連合議会定例会開会までの日程等について
- (3) その他

○令和7年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会

1. 会議開催日 令和7年2月21日

2. 内容 下記のとおり

- 議案第 1 号 茨城県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について
- 議案第 2 号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例について
- 議案第 3 号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第 8 号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等の事務委託に関する規約の一部改正について
- 議案第10号 令和7年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 議案第11号 令和7年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
  
- 議案第12号 令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)
- 議案第13号 令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議案第14号 訴えの提起
- 議案第15号 訴えの提起
- 議案第16号 訴えの提起
- 議案第17号 訴えの提起
- 議案第18号 包括外部監査契約の締結について

2名の議員から質疑、2名の議員から討論があり、全ての議案を原案のとおり可決しました。

また、1名の議員が一般質問を行いました。

取市発第447号  
令和7年2月26日

取手市議会議長  
岩澤 信 殿

取手市長 中村 修

地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分について（報告）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として下記のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告します。

記

令和6年専決処分第12号 損害賠償の額を定め和解することについて

（事故後の対応）当該案件の当事者に対しては、担当課長から、余裕を持った運転を心がけ、安全運転により一層努めるよう指導しました。

令和7年専決処分第2号 損害賠償の額を定め和解することについて

（再発防止策）美術品の審査を行う際には細心の注意をもって作品に触れることを改めて徹底し、再発の防止に努めます。

令和7年専決処分第3号 損害賠償の額を定め和解することについて

（再発防止策）道路管理に関する通知を行う際には、境界杭や公図により土地の所有者の確認を厳密に行うこと及び境界が不明な場合は隣接地権者へ境界の確認を行うことを改めて徹底し、再発の防止に努めます。

令和7年専決処分第4号 損害賠償の額を定め和解することについて

（再発防止策）各市立学校の校長及び職員に対して、学校で徴収した金員の管理体制の見直し及び徹底に努めるよう指導しました。



令和7年専決処分第 5号 損害賠償の額を定め和解することについて

(事故後の対応) 小さな石であればフェンスを通り抜けて敷地外に飛ぶ可能性があることを確認しました。事故の状況を全職員で共有し、園庭の整備及び状況確認について改めて徹底していきます。

## 専決処分第12号

### 専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和6年12月26日

取手市長 中村 修

#### 損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、自動車事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○○  
(氏名) ○○○○○

#### 2 事故の概要

令和6年11月13日午前8時23分頃、取手市役所本庁舎敷地内において、市管理のバスが敷地外に出るために右折しようとしたところ、停止していた相手方所有の車両と接触し、当該車両を損傷したものである。

3 損害賠償額 153,390円 (過失割合 市100:相手方0)

## 専決処分第2号

### 専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和7年1月30日

取手市長 中村 修

#### 損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、取手市民美術展の審査中の事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○○  
(氏名) ○○○○○

#### 2 事故の概要

令和6年10月30日に行われた取手市民美術展の一般公募作品の審査において、応募作品（水差し）を誤って損傷したものである。

3 損害賠償額 7,529円（過失割合 市100：相手方0）

## 専決処分第3号

### 専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和7年2月7日

取手市長 中 村 修

#### 損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、道路管理事務における誤りによる損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○○  
(氏名) ○○○○○

#### 2 事案の概要

令和6年5月9日、道路管理事務において、市道に越境した樹木の剪定通知の誤りにより、不要な樹木の剪定費用を生じさせたものである。

3 損害賠償額 572,000円 (過失割合 市100:相手方0)

## 専決処分第4号

### 専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和7年2月14日

取手市長 中村 修

#### 損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、学校徴収金の返還の遅延による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 別紙のとおり

2 損害の概要

取手市立戸頭小学校に在籍する児童の保護者である相手方から学校徴収金を過大に徴収し、その返還を遅延したことにより、相手方に損害を与えたものである。

3 損害賠償額 83,049円（過失割合 市100：相手方0）

別紙

相手方住所	相手方氏名	損害賠償額 (円)
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	6, 0 9 0
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	1 9, 3 2 0
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	5, 9 8 7
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	7, 0 8 4
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	2 4, 6 8 6
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	3, 8 9 4
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	3, 0 7 5
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	1 2, 7 3 8
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	7 9
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	9 6
合 計		8 3, 0 4 9

専決処分第5号

専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和7年2月17日

取手市長 中村 修

損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、市が管理する保育所における事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○○  
(氏名) ○○○○○

2 事故の概要

令和6年9月5日午後3時30分頃、取手市立井野なないろ保育所において、保育中の児童が放り投げた石が偶発的に同所敷地外に飛び、市道を走行していた相手方所有の自動車のフロントガラスを損傷したものである。

3 損害賠償額 367,620円 (過失割合 市100:相手方0)

取議発第114号  
令和7年2月26日

議員各位

取手市議会議長  
岩澤 信

議員派遣の件

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条第1項ただし書の規定により、下記のとおり議員を派遣したので報告する。

記

- 1 派遣目的 茨城県市議会議長会令和6年度第2回議員研修会に出席するため
- 2 派遣場所 茨城県ひたちなか市
- 3 派遣期間 令和7年2月14日（1日間）
- 4 派遣議員 岩澤 信（議長） 長塚美雪議員  
岡口すみえ議員 杉山尊宣議員



議案第13号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第10号）  
 質疑通告一覧表

令和7年第1回定例会

質疑 順位	質疑者	質疑事項	質疑要旨	議案書の ページ
1	根岸裕美子 議員	地球温暖化対策の推進 に要する経費について	1 省エネ家電買換え補助金申請の受付 場所	P7
		給食運営に要する経費 について	1 児童生徒一人当たり に換算するとい くらか	P8、P9

## 請 願 文 書 表

令和7年第1回定例会

受付 番号	受 付 月 日	件 名	請 願 者 (紹介議員)	付 託 委員会
6	2/19	「最低賃金の大幅引き上げと 中小企業支援策の拡充を求め る意見書」採択の請願書	東茨城郡茨城町谷田部 295 茨城県労働組合総連合 議長 鈴木 貴之 (本田 和成)	建設経済
7	2/19	身近なところに図書館がある 街づくりを求める請願	取手市駒場 1-22-19 松浦 和子 ほか 427 人 (加増 充子)	総務文教
8	2/19	取手市議会における予算・決 算委員会審査を議員全員で行 うことを求める請願	取手市新町 1-8-5 結城 繁 ほか 5 人 (根岸裕美子)	議会運営
9	2/19	耕作放棄地活用で米作を促進 し、学校給食に安価で良質米 の提供を求める請願	取手市高須 2709-6 菅谷 栄 (遠山智恵子)	建設経済

請願 第6号

受付 令和7年2月19日

「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」  
採択の請願書

紹介議員 本田 和成

・請願趣旨

日頃より、貴市議会が地域住民の福祉増進、地域経済の発展にご尽力されていることに敬意を表します。私たちは全国労働組合総連合（全労連）をナショナルセンターとする地方組織「茨城県労働組合総連合」（茨城労連）です。私たちは、県内の労働者の生活と権利の向上を求め、最低賃金の大幅引き上げ、非正規雇用労働者の労働条件の改善等をめざして活動しています。

昨年10月1日から、茨城県の最低賃金は52円引き上がり1,005円になり、1,000円を超えました。昨年の国の目安は全国一律50円でしたが、茨城県を初め27県が国の目安を超えた引き上げを行い、全国加重平均が1,055円になりました。しかし、物価高の中で、県民生活は困難を極め、非正規労働者の多数を占める女性の生活苦や自殺が全く改善されていません。政府が唱える女性活躍や世界的に広まったジェンダー平等社会を実現するためにも、最低賃金の引き上げとすべての労働者の賃金の大幅引き上げが欠かせません。

日本の最低賃金制度の問題点は、①欧米に比べて最低賃金額が低すぎる、②全国一律制でないため最低賃金の高い都県に労働者が流出して人手不足が深刻化する、③国の支援が不十分で中小企業支援がほとんど進まず、中小企業が賃上げできない、の3つです。最低賃金の高い都県ほど労働者の時給が高く、茨城県は最低賃金ギリギリの低賃金になっている結果、県境の地域から千葉や埼玉、東京に労働者が流出しています。労働者の流失は、県内の中小企業や医療・福祉職場等の人手不足を深刻にしています。

茨城労連は2020年2月から5月に県内で最低生計費試算調査を実施しました。調査結果からは水戸市在住の25歳の青年労働者の最低生計費は男性252,987円、女性251,124円（ともに税、社会保険料込み）で、年額に換算すると約300万円になりました。月150時間で計算すると時給が男性1,687円、女性1,674円になります。この結果は東京を始め他府県ともほとんど差がありませんでした。調査結果からは最低賃金を全国一律1,500円にする必要があるということが明らかになりました。昨年、石破首相も2020年代中に最低賃金を1,500円以上にしたいと表明しました。

以上のような理由で、貴議会において最低賃金の引き上げについての議論を深め、下記の事項の実施を求める意見書を採択し、政府及び関係機関に意見書を提出されることをお願いいたします。なお、2021年は土浦市議会、2022年は結城市議会、かすみがうら市議会、2023年は筑西市議会、城里町議会、2024年はつくば市議会、龍ヶ崎市議会、桜川市議会、北茨城市議会で茨城労連の最低賃金の引き上げを求める請願が採択されています。

・請願事項

- 1 政府は、最低賃金の全国一律制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 2 政府は、最低賃金の引き上げとセットに税や社会保険料の事業主負担の軽減など中小企業への具体的経済支援策を国の責任で拡充すること。
- 3 茨城地方最低賃金審議会は、茨城県の最低賃金を物価高対策として令和7年10月に1,500円以上に引き上げ、最低生計費試算調査結果を踏まえ1,700円をめざすこと。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和7年2月19日

請願者代表

住所 東茨城郡茨城町谷田部295

氏名 茨城県労働組合総連合  
議長 鈴木 貴之

取手市議会議長 殿

請願 第7号

受付 令和7年2月19日

身近なところに図書館がある街づくりを求める請願

紹介議員 加増 充子

・請願趣旨

図書館は、私たちに「生きる勇気と知恵と指針」を与えてくれるところです。また、私たちに「生きる」ためのさまざまな知識や情報を提供してくれる「情報センター」でもあります。ですから、図書館は、私たちの身近なところにあって、老若男女、年齢を問わず、障害のあるなしにかかわらず、もちろん国籍も問わず、地域に生活するすべての人々にとって、いつでも気楽に行ける場所であってほしいのです。

私たちは、身近なところに図書館がある街づくりを求めて、以下のことを請願します。

・請願事項

- 1 取手図書館を改修整備してください。
- 2 分館機能を担っている公民館図書室（戸頭、永山、寺原、小文間の各公民館とゆう・あいプラザ）を市民がもっと利用しやすいように整備してください。
- 3 分館機能を担う公民館図書室をもっと増やしてください。
- 4 公民館のないところに図書館分館を新設してください。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和7年2月19日

請願者代表

住所 取手市駒場 1-22-19

氏名 松浦 和子 ほか427人

取手市議会議長 殿

請願 第8号

受付 令和7年2月19日

取手市議会における予算・決算委員会審査を議員全員で行うことを求める請願

紹介議員 根岸裕美子

・請願趣旨

本市の財政の透明性と説明責任をより一層高めるため、予算・決算について、市議会議員全員で委員会審査を行うことを求めます。

現在、取手市議会では、予算・決算について、24人の議員のうち10名で特別委員会を構成し、審査を行っており、特定の委員のみが委員会審査する形となっています。議員が、予算・決算について、本会議のみならず委員会にて審査することは、市民の付託を受けた議員にとって重要な責務であり、かつ与えられた権能です。現状の審査方法では、特定の委員のみが委員会審査に関与することになっており、全議員が委員会にて直接予算・決算内容を精査し、市民への説明責任を果たす機会が十分に確保されていないと考えます。予算・決算の委員会審査に携わらないということは、この責務と権能を行使しないことになり、ひいては付託した市民にとっても不利益です。

委員会における予算・決算審査の過程において、議員全員で取り組むことにより、多くの視点からの議論が可能になることで、市の財政運営に対する健全なチェック機能が強化され、よりよい行政運営に繋がると期待します。

以上の観点から、予算・決算について、市議会議員全員で委員会審査を行うことを求めます。

・請願事項

- 1 予算・決算委員会審査を議員全員で行うこと

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和7年2月19日

請願者代表

住所 取手市新町1-8-5

氏名 結城 繁 ほか5人

取手市議会議長 殿

請願 第9号

受付 令和7年2月19日

耕作放棄地活用で米作を促進し、学校給食に安価で良質米の提供を求める請願

紹介議員 遠山 智恵子

・請願趣旨

昨今の米価上昇については、連日テレビで報道されていますが、家庭のみならず業務用米においては死活問題です。当市においても学校給食米は、価格の上昇は避けられない状況であることは判断できますが、取手市は米作地帯であり、又農業公社が施設を所有している状況を考えれば農地においては、耕作放棄地も多くあるわけですから、その土地を借り受けて農業公社において米の生産を考え、その米を学校給食に向けることにより、安価で良質米を提供できることではないでしょうか。耕作放棄地は税金と岡堰の水利費だけで十分な賃料ではないでしょうか。苗の生産を行っているわけですから、田植えは農家の方をお願いして、刈り取りもお願いして、後は農業公社の施設において玄米になるわけですから、新たな設備投資は必要なく、実行できると考えます。米が余ればふるさと納税の返礼品にするとかできると思います。費用を投資せず、ある物を利用して利益を出すことが社会に役立つことだと思います。参考までに高須地区では条件の良い場所に7haの放棄地があるので56トンの米は収穫できます。

・請願事項

- 1 耕作放棄地活用で米作を促進し、その米を学校給食に向けることにより、安価で良質米を提供すること。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和7年2月19日

請願者

住所 取手市高須 2709-6

氏名 菅谷 栄

取手市議会議長 殿

委員会提出議案第1号

取手市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和7年2月27日

取手市議会議長 岩澤 信 殿

提出者 議会運営委員会  
委員長 赤羽 直 一

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により条項の移動が生じたことに伴い、同法を引用する規定について整理を行うとともに、その他所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

取手市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2から9まで (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。<u>第12条第5項において「番号利用法」という。</u>)<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11から13まで (略)</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2から9まで (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。<u>以下「番号利用法」という。</u>)<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11から13まで (略)</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで<u>及び第29条</u>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第12条第1項の部から第12条第2項第1号の部まで	(略)	(略)	第12条第1項の部から第12条第2項第1号の部まで	(略)	(略)
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用さ	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限	第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用さ	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限



	れているとき	る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第38条 第1項第2号	(略)	(略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(第3項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

(1)から(9)まで (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録

	れているとき	る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第38条 第1項第2号	(略)	(略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

(1)から(9)まで (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イからキまで (略)

(2)及び(3) (略)

3 (略)

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 (略)

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)及び(2) (略)

3 (略)

(訂正請求権)

第31条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イからキまで (略)

(2)及び(3) (略)

3 (略)

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第48条において「開示請求」という。)をすることができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 (略)

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定(以下この章において「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)及び(2) (略)

3 (略)

(訂正請求権)

第31条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この章及び第48条において「訂正請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手続)

第 32 条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第 38 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報<sup>1</sup>が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)及び(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手続)

第 39 条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第 47 条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためそ

(訂正請求の手続)

第 32 条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この章において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第 38 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報<sup>1</sup>が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)及び(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この章及び第 48 条において「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手続)

第 39 条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この章において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第 47 条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためそ

の中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条及び第51条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

の中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条及び第51条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

#### 付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

# 一般質問発言順序決定表

令和7年第1回定例会

一般質問1日目 2月27日(木) 議案上程後予定		一般質問2日目 2月28日(金) 10時開議予定		一般質問3日目 3月3日(月) 10時開議予定		一般質問4日目 3月4日(火) 10時開議予定	
質問 順位	質問者	質問 順位	質問者	質問 順位	質問者	質問 順位	質問者
1	関川	1	石井	1	岡口	1	根岸
2	染谷	2	久保田	2	鈴木	2	金澤
3	海東	3	小堤	3	長塚	3	杉山
		4	古谷	4	佐藤	4	本田
		5	遠山	5	山野井	5	細谷
		6	落合	6	加増	6	赤羽
				7	佐野		

一般質問発言通告事項一覧表

2月27日(木)

令和7年第1回定例会

質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
1	関川 翔 議員	少子化対策に向けた 支援策について	1 こども部の政策体系の変更点 2 結婚支援 3 出産支援 4 子育て支援 5 就学支援 6 教育 7 新たな支援策の推進	市長 教育長
2	染谷和博 議員	耳で聴くハザードマ ップ導入について	1 視覚障がいの方に晴眼者と同じ情報保障	市長
		EVシェアリングサ ービスについて	1 自治体の公用車のシェアリング 2 カーシェア導入による経費削減 3 「動く蓄電池」としてのEVの活用	市長
		デジタル市役所につ いて	1 デジタル市役所の取組 2 デジタル通知元年（郵便物削減の具体的手 法） 3 高齢者のデジタルディバイドへの配慮	市長
		取手駅西口A街区に ついて	1 市街地再開発スケジュール 2 市街地再開発事業補助金	市長
3	海東一弘 議員	児童生徒のコミュニ ケーション力を高め る取組について	1 コミュニケーション力を高める意義 2 コミュニケーションにおける課題等 3 学校教育での現在の取組 4 保護者等への指導支援 5 児童生徒へのマナー教育	教育長

質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
4	石井めぐみ 議員	食育について	1 市の食育 2 小中学校の食育 3 デジタル食育 4 有機農業の日「オーガニックデイ」 5 有機農業とオーガニック給食	市長 教育長
		自治体広告について	1 市の保有する資産を広告媒体として活用 する事業で市の現状 2 今後、広告媒体を拡大して収益につなげた らどうか	市長
5	久保田真澄 議員	双葉地区水害対策に ついて	1 避難の判断基準は 2 住民の避難誘導 3 勘兵エ堀排水路、大夫落排水路のかさ上げ 補修工事の進捗状況 4 5か所の浸水検知センサー作動状況 5 排水施設の点検、バージョンアップ 6 今後の対策	市長
		障がい者福祉につい て	1 医療福祉費支給制度（マル福）の精神障が い者適用 2 「精神障害にも対応した地域包括ケアシス テム」構築の取組	市長
6	小堤 修 議員	特色あるまちづくり の推進について	1 取手駅周辺地域→取手駅西口再開発の早 期実現 2 東部地域→東京藝術大学と連携した芸術 文化の華やぐ地域整備 3 西部地域→自然環境を残しグリーンスポ ーツセンターを核としたアウトドアスポー ツ等の展開 4 桑原地域→開発による商業地域への転 用・発展による経済の活性化 5 藤代地域→稲作地帯での魅力ある農業の 展開	市長 教育長
7	古谷 貴子 議員	災害への備えについ て	1 災害廃棄物の回収 2 ペット同伴避難	市長
		子育て支援の充実に ついて	1 こども家庭支援センターの設置に関し ての取組 2 子育て世帯訪問支援事業の取組 3 必要なサービスを担う人材養成の取組	市長

8	遠山智恵子 議員	介護保険について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 「保険あって、介護なし」にはしてはならない。現状を問う</li> <li>2 現状から課題をどう捉えているのか</li> <li>3 解決策を考え、実行に移すべきでは</li> </ul>	市長
		国民健康保険について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 国民健康保険特別会計のあり方（単年度収支主義、検証総括等）</li> <li>2 保険税額のあり方</li> <li>3 国保財政調整基金のあり方</li> <li>4 国保運営協議会でのこれまでの論議について伺う</li> <li>5 予算編成から、国保基金の見通しを問う</li> <li>6 基金の還元で、保険税額の引下げを求める</li> <li>7 基金の一部を一般会計に繰り出し、後期高齢者支援を求める</li> </ul>	市長
		取手市まちづくりについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 埋蔵文化財センター設置に至るこれまでの経緯と運営状況</li> <li>2 取手の歴史の宝庫といえる公共施設を今後どのように考えるのか伺う</li> <li>3 「歴史のまち取手」を活かした“取手市まちづくり”の重点施策への位置付けを求める</li> </ul>	市長 教育長
9	落合信太郎 議員	帯状疱疹・インフルエンザ予防接種への助成拡大について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 市のワクチン行政の現状認識</li> <li>2 助成対象年齢の拡大</li> </ul>	市長
		鳥獣・野良猫被害対策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 現状認識</li> <li>2 今後</li> <li>3 侵入防止柵に対する補助、猫よけ器（超音波発生装置）導入</li> </ul>	市長
		ごみの廃棄について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 「モバイルバッテリーなどの回収場所の増設」の徹底した周知</li> <li>2 「ごみ廃棄」問合せ状況</li> <li>3 小型回収ボックスの状況・拡充推進</li> </ul>	市長



質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
10	岡口すみえ 議員	生命(いのち)の安全 教育について	1 生命(いのち)の安全教育の現状と課題 2 今後の取組 3 セクシュアリティ教育	教 育 長
		公民館等の公共施 設や民間等を活用 した子どもの居場 所を増やすこと について	1 現状の把握 2 放課後や休日の居場所づくり 3 今後の課題	教 育 長
		吉田保育所跡地問 題について	1 跡地の現状 2 今後の課題 3 跡地活用の提案	市 長
11	鈴木三男 議員	稲築堤工事につい て	1 古戸排水機場近辺の堤防100メートルのか さ上げ工事には、軟弱地盤改良と樋管の移設 が必要であると聞いているが、検討に時間 がかかっているのはなぜか 2 現在の古戸排水樋管は、移設して改修を行 うのか 3 工事を進めるに当たっての設計はどのよう になっているか。また、今後の築堤工事の予 定は確認しているか 4 市として国土交通省利根川上流河川事務所 に対する働きかけは行ってきたのか 5 田中調整池、稲戸井調整池の整備における 堤防への洪水調整機能の効果は出ているか 6 両調整池の機能を強化するための工事が進 められていると聞いているが、どのような工 事か	市 長
		スクールガードに ついて	1 スクールガードの高齢化による活動の持続 性が問題になっているが、現状をどのように 捉えているか 2 学校側も、スクールガードの負担を軽減す るためカリキュラムの変更を検討している が、教育委員会としてどのような指導をして いるのか 3 今後のスクールガードの在り方について教 育委員会の方針は	教 育 長

1 2	長塚美雪 議員	未来を見据えた新しい行政運営について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 果敢に取り組むと表明されていたマニフェストへの所感</li> <li>2 デジタル化の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 自治体システム標準化とオンライン市役所の進捗</li> <li>(2) セキュリティー対策</li> <li>(3) デジタルディバイド対策</li> </ul> </li> <li>3 ふるさと取手応援寄附金推進事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 今年度の実績</li> <li>(2) 事業者アンケートの結果と活用</li> <li>(3) 前例にとらわれない提案に向けて</li> </ul> </li> </ul>	市長
		法的リテラシー教育について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 情報化社会において、子どもたちが犯罪の加害者・被害者にならないために</li> </ul>	教育長
1 3	佐藤隆治 議員	中村市政の2年間と今後の取組について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 こども政策</li> <li>2 デジタル化</li> <li>3 歳入の確保</li> <li>4 今後の取組</li> </ul>	市長
		地域公共交通計画策定の進捗状況について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 アンケート調査</li> <li>2 課題</li> <li>3 今後の取組</li> </ul>	市長
1 4	山野井隆 議員	公共インフラの安全性確保について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 八潮市の陥没事故を受けた市の対応</li> <li>2 下水道組合等への構成市負担金（維持管理経費）の今後</li> <li>3 市民からの情報共有の充実</li> </ul>	市長
		体育が苦手な児童生徒への配慮について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 体育が苦手な生徒への具体的な配慮</li> <li>2 代替措置の検討</li> </ul>	市長 教育長
		短期滞在外国人による高額療養費制度の利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 市における外国人の高額療養費利用実態</li> <li>2 国保加入要件の厳格化</li> <li>3 保険料未払いリスクへの対応</li> </ul>	市長
		日本の農業を守るために	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 市内農業の状況（離農・就農）</li> <li>2 米作農家の状況</li> <li>3 就農支援策の拡充</li> </ul>	市長

15	加増充子 議員	西口開発について	<p>1 区画整理事業</p> <p>(1) 区画整理事業は終息したが、この経過の中に反省すべきことは多々あったであろう。A街区着手時の指摘は現実となった。今の結果を見れば、A街区区画整理事業も再開発事業計画も取手市失政の結果と言わざるを得ないが、市長の所見を伺う</p> <p>2 A街区再開発事業</p> <p>(1) 再開発事業の停止に至る経緯について、市の責任を問う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再開発事業計画案は妥当であったのか</li> <li>・地権者の合意形成</li> <li>・再開発事業への公共施設整備方針の検討経過と、市民ニーズ</li> </ul> <p>(2) 再開発事業は白紙に戻し、区画整理事業の終息において、市の事業完了とすること</p> <p>(3) A街区再開発事業予定地は、換地された地権者の自主的な土地利用を図ること</p>	市長
		排水問題について	<p>1 長町樋管のポンプ場化の計画策定・促進を</p> <p>(1) 285ヘクタールの井野排水区の水害を防ぐためには内水排除へ長町樋管のポンプ場化は必須</p>	市長
16	佐野太一 議員	取手の農業について	<p>1 人・農地プランから地域計画について</p> <p>2 耕作放棄地</p> <p>3 新しい農業</p> <p>4 農業公社</p>	市長 農委会長
		動物愛護・動物福祉に関わる庁内連携について	<p>1 庁内連携の必要性</p> <p>(1) 市が関わる動物イベント</p> <p>(2) 市民への発信</p> <p>2 福祉関連での連携</p> <p>3 防災関連での連携</p>	市長

質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
17	根岸裕美子 議員	取手市こども計画～ こどもまんなか社会 実現に向けた取組に ついて	1 第2章 現状と課題～課題に対して新規 事業の考え方 2 第3章 取手市の目指す「こどもまんなか 社会」～1人1人のウェルビーイングこそが 市の持続可能性を高める 3 第4章 施策の展開～取組方針と指標	市長
		第4次取手市教育振 興基本計画について	1 第3次計画から第4次計画に大きく展開 した「ウェルビーイング」について～どのよ うに変革すべきか 2 7 こどもの意見の聴取～こどもの声を 聞く、こどもを丸ごと受け止める具体策は 3 学校と保護者の連携 4 教職員のウェルビーイングの実現は	教育長
		公民館の今後の運営 方針、役割について	1 現状と課題から今後の運営方針は 2 児童生徒の放課後の居場所としての役割 3 コミュニティ・スクールとの連携	教育長
18	金澤克仁 議員	学校跡地などの公有 用地の利活用方策に ついて	1 旧取手第一中学校について 2 旧井野小学校について 3 旧小文間小学校について	市長 教育長
		こどもまんなか社会 の実現について	1 こども計画策定について特に力を入れる 点 2 保育士の処遇改善 3 駅前保育所の現状と今後	市長
		千葉ロッテ2軍の移 転先候補について	1 現状について 2 今後について	市長
19	杉山尊宣 議員	在住外国人への対応 について	1 多文化共生の取組状況 2 窓口対応の現状・課題 3 妊娠出産・医療・保健に関する対応・課題 4 子ども・子育てに関する対応・課題 5 児童生徒への対応・課題 6 取手市国際交流協会の取組 7 今後の考え	市長 教育長

20	本田和成 議員	救急時の選定療養費 徴収の運用の状況に ついて	1 市の状況 (1) 救急の状況 (2) 徴収数や徴収例 2 周知徹底はどのように行っているか 3 医療機関へのアプローチ	市長
		市民の意見への対応 について	1 職員の市民対応 (1) 公務員としての立場の理解 (2) カスタマーハラスメント対応 2 市長への手紙について	市長
		ネーミングライツに ついて	1 市民との合意形成 (1) 教育施設、公園のネーミングライツ 2 愛称の決定方法	市長 教育長
21	細谷典男 議員	建設部に関連する県 政要望について	1 要望した目的と期待する効果 2 県の事業として実施中の案件に関する進 捗状況と課題 3 上記事業の完了の見通し 4 事業化されていない案件の課題は何か	市長
		取手駅西口再開発に ついて	1 再開発を実現するため市が主導する考え はあるか	市長
		新たなごみ分別収集 について	1 常総環境センターにおける不燃ごみ収集 方法変更の目的と市民生活への影響 2 プラスチック資源循環法による今後の分 別収集はどのようになるのか	市長
22	赤羽直一 議員	福祉行政について	1 少子高齢化や生活保護世帯が増える中、市 の将来像はどうあるべきか	市長
		産業の振興について	1 観光振興やイベントによる産業の活性化	市長
		教育行政について	1 学校体育館の空調設備整備をはじめとし た教育行政の推進	教育長